

青森県報

第八百五号

令和六年
八月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び名称の変更(税務課) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 …… 一
- 生活保護法による医療機関の指定 …… 二
- 生活保護法による介護機関の指定 …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出 …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出 …… 三
- 県有地の売却に係る一般競争入札 …… 四

告 示

青森県告示第四百五十七号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び名称について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二前段の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	ササキ石油販売株式会社	佐々木 千佳	十和田市大字奥瀬字小沢口四二五の三	平成 三〇・四・一
変更後	ササキ石油販売株式会社	佐々木 千佳 佐々木 佳弘	〃	令和 六・四・三
変更前	株式会社エステックス	佐々木 佳弘	〃	〃
変更後	株式会社オリフン	一戸 栄司 一戸 忠武	三沢市東岡三沢三丁目四一の八五	六・五・七

青森県告示第四百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	廃止年月日
十和田済誠会病院	十和田市西二十三番町一の一	令和六・四・三〇
ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の二	六・五・三一

青森県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の二	令和六・六・一
ハッピー調剤薬局平川尾上店	平川市尾上栄松四八の一	六・八・一

青森県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	介護予防事業者		指定年月日
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	
社会福祉法人北光会	南津軽郡大鰐町大字大鰐二丁目九の二	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和六・六・一
あずみ野グループホーム	南津軽郡大鰐町大字鯖石五丁目三三の五	介護予防事業の種類	

青森県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	居宅介護事業所の所在地	
一般社団法人まつりか	三戸郡三戸町大字川守三丁目六の三	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所の所在地	令和五・五・三
訪問介護事業所	三戸郡三戸町大字三戸一丁目一の二	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所の所在地	令和五・五・三

青森県告示第四百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	ベイ薬局緑ヶ丘店
所 在 地	むつ市緑ヶ丘三五の二
年 月 日 止	令和六・五・三一

青森県告示第四百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	ベイ薬局緑ヶ丘店
所 在 地	むつ市緑ヶ丘三五の二
指 定 日	令和六・六・一

ハッピー調剤薬局平川尾上店

平川市尾上栄松四八の一

六・八・一

青森県告示第四百六十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分		変 更 日
一般社団法人 りかまつ	三戸郡三戸町大字川守 一三の六	名 称	居宅介護事業者	令和五・五・三
訪問介護	ヘルパー 事業所 まったり	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業所	
		名 称	居宅介護事業所	
		所 在 地	三戸郡三戸町大字二日 一三の六 グリーンハ イツー階一 号	
			三戸郡三戸町大字梅内 一三の六 根字遙迎寺 一	

公

告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和六年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
八戸市豊洲三の四	雑種地	二、〇三三・七四

二 予定価格

二千二百六十六万五千八百八十八円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課 電話 〇一七（七三四）九六七五

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟三階 県土整備部B会議室

2 日時

令和六年九月十七日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 令和六年九月四日午後二時から、八戸市豊洲三の四において現地説明を行うので、入札に参加する者は必ず参加すること。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭